

# 市町村への権限移譲推進プラン

高知県

平成23年2月

# 目次

I	新たな『権限移譲推進プラン』の策定にあたって	1
II	権限移譲候補事務の考え方	2
III	受入体制の仕組み	3
IV	移譲に伴う県の支援措置	3
V	今後の移譲協議の進め方	4
別表1	「優先協議事項」に位置づけた事務の概要	5
別表2	権限移譲候補事務一覧	7

## [参考資料]

■	地域主権戦略大綱に示された「法改正による権限移譲を行う事務」のうち、 本県に関する事項	1 1
■	主な広域連携の仕組み	1 2
■	権限移譲協議の進め方	1 3

# I 新たな『権限移譲推進プラン』の策定にあたって

## 1 権限移譲の趣旨と事務処理の特例制度

- ・分権型社会の実現に向けては、住民に最も身近な行政主体である市町村が、県との適切な連携と役割分担のもとで、福祉やまちづくりといった住民に身近な分野の行政を、地域の実情に応じて自らの判断で進めることが重要となります。
- ・このため、平成12年には「条例による事務処理の特例制度」が創設され、「住民の利便性の向上」、「住民の意向の的確な反映」、「地域の活性化」といった観点から、地域の主体的な判断に基づき、各市町村の規模・能力など、それぞれの地域の実情に応じ、都道府県の事務について市町村に権限を移譲することが可能となりました。

## 2 これまでの取り組み

- ・県においても、これらの状況を受けて「住民に身近な市町村が担うことで、より住民の満足度を高められるものについて権限移譲を進めていく」という考え方のもと、平成17年2月に『市町村への権限移譲計画』を策定しました。
- ・以降、市町村からの申し出をもとに取り組みを進め、平成22年4月現在で48法令に基づく事務を権限移譲していますが、全国的な動向と比較すると、移譲が進んでいない状況にあります。

### ◆全国的には……

- ・土地区画整理事業区域内の建築許可（44都道府県）、屋外広告物の除却（39都道府県）などの移譲が進む（本県では移譲実績なし）
- ・政令市誕生等を契機に：静岡県では122法律事務を移譲（平成22年4月現在）
- ・平成16年の法改正により：パスポート発行事務は、21道県が移譲（〃）

## 3 権限移譲を取り巻く動向（県内市町村の現状と、国の動向）

- ・移譲が進んでいない要因の一つとして、県内の市町村は全国に比べ人口規模や財政規模が小さく、組織体制面での不安といったことが考えられます。また、少子高齢化が進む中、今後も人口規模の縮小が予想され、権限移譲には消極的にならざるを得ない実情があります。
- ・一方、国においては、多くの事務権限を市町村に移譲する具体案を、平成22年6月に『地域主権戦略大綱』としてとりまとめたところです。

### ◆県内市町村の状況は……

- ・人口1万人未満の自治体数：高知県→19団体（構成比55.9%は全国2位（1位は北海道））
- ・財政力指数：全国市町村平均→0.56、高知県市町村平均→0.26（H20普通会計決算）

### ◆国の「地域主権戦略大綱」

- ・68項目251事務を、都道府県から市町村に権限移譲（対象は全市町村、全市など様々）
- ・必要な改正法案を平成23年通常国会に提出予定

## 4 今回のプラン策定の趣旨

- ・少子高齢化が急速に進展する中で、それぞれの地域の実情に応じた施策を進めることが、ますます重要となっており、本県においても、市町村が地域において総合的な行政を果たす役割を担っていけるよう、さらなる権限移譲を進めていくことが必要です。
- ・一方で、『地域主権戦略大綱』で示された法改正による基礎自治体への権限移譲が進められれば、まずはその受入体制の整備が急務となることなどから、現在の市町村の状況を踏まえると、それらに加えて多くの移譲候補事務の検討を一斉に行うことは難しい状況が想定されます。そうしたことから、権限移譲候補事務に優先順位をつけて取り組みを進めることが必要となります。

- ・また、どの地域に住む県民の方も等しく移譲の効果が得られるよう、全市町村への移譲を目指していくことも重要であり、そのためには、市町村の規模や実情に応じた受入体制の仕組みも示すなど工夫を重ねた提案を行うことが必要となります。
- ・以上のことから、これまでの権限移譲計画をリニューアルし、『地域主権戦略大綱』で示されたとおりに事務が移譲されることを前提に、今回、新たな候補事務や受入体制の仕組みなどを盛り込んだ「権限移譲推進プラン」を策定します。

## II 権限移譲候補事務の考え方

### 1 権限移譲の対象事務の基本的な考え方

- ・権限移譲は、住民に最も身近な行政主体である市町村が、地域の声を踏まえて自ら実施していくことが効果的と判断する事務の移譲を図っていくことが基本です。
- ・今回、県からも候補事務を以下のとおり提案しますが、これら以外の事務も含めて、市町村から具体的な提案があった事務については、最優先協議事項として位置づけます。

### 2 県から提案する事務の選定基準

- ・県からの提案としては、国が進める改革の動きにも適切に対応していくため、これまでの計画に位置づけてきた権限移譲候補事務に加え、平成20年度に政府の地方分権改革推進委員会が第1次勧告で示した事務（現在の改革のベースとなる事務）なども検討対象としました。
- ・検討対象の中から、基礎自治体である市町村が、自らの判断で地域の実情に合ったまちづくりを進めていくことができるよう、
  - \*住民の利便性の向上
  - \*地域の実情に応じた効果的な行政の推進
- などにつながる事務の選定を基本理念に、特に課題の大きいものや本県に該当の無い事務などを除き、候補事務として位置づけました。
- ・中には、専門資格を持つ職員の確保や新たな設備等の導入など、移譲にあたって一定の条件整備が必要となるものもありますが、そうした課題も踏まえて候補事務を選定しました。

- ◆平成17年の「権限移譲計画」に位置づけている候補事務： 66法令 112事務
- ◆地方分権改革推進委員会第1次勧告で示された事務： 64法律 359事務

### 3 優先的に市町村との協議をはじめめる事務（優先協議事項）

- ・県から提案する候補事務の中でも、特に、住民の利便性向上の観点からさらなる効果が期待できる事務、全国的にみて移譲が進んでいる事務、また、『地域主権戦略大綱』で市までの移譲が示されている事務であり、その移譲時期に合わせて町村にも権限移譲を行うことが望ましい事務などを、今回新たに「優先協議事項」として位置づけます。
- ・優先協議事項となる事務は、移譲による効果や受入体制の仕組み等について、県から具体的な提案を行うとともに、移譲のもたらす効果を広く実感していただくため、全市町村への移譲を目指し市町村との協議を進めていきます。
- ・なお、法律改正によって市町村の業務に位置づけられていく法定移譲事務についても、円滑な実施体制が図られるよう、県として必要な支援策を検討・協議し、適切に対応していきます。

## 4 個別法による移譲事務

- ・今回のプランに位置づけた権限移譲候補事務の中には、事務処理特例制度によらず、個々の事業の根拠規定（個別法）に基づき、市町村長が行えるものとされている事務が含まれています。
- ・これらの事務は、組織体制の整備が必要なものや、場合によっては大きな財政負担を伴うものなど、課題は大きいですが、一方で、住民に身近な地域が担うことでより大きな効果が期待できるという側面もあるため、効果的な受入の仕組みや人的・財政的な支援などを県からも提案していくこととします。

別表 1 : 「優先協議事項」に位置づけた事務の概要  
別表 2 : 権限移譲候補事務一覧

## Ⅲ 受入体制の仕組み

### 1 広域的な受入体制

- ・身近な市町村が担うことが住民サービス向上につながる事務であっても、人員の確保や専門知識の習得等、単独市町村ごとの受け入れには課題が多いものは、近隣市町村との共同処理などの手法も視野に協議を進めることで、効果的かつ効率的な権限移譲が可能になると考えます。
- ・地方自治法には、特別地方公共団体としての位置づけを持つ「広域連合」や「一部事務組合」のほか、「機関等の共同設置」「事務委託」など様々な共同処理の仕組みが規定されており、それぞれの特性を踏まえた上で、事務処理上の課題に対応した受け皿の仕組みを、選択肢の一つとして県から提案していきます。

◆広域的な受入体制…… 参考資料「主な広域連携の仕組み」参照

### 2 地域に合った受入体制の提案

- ・県内の市町村の規模や実情、地域の抱えている課題は多様であり、また、それぞれの地域において、「広域連合」や「一部事務組合」等の仕組みを活用し取り組んでいる事業も様々です。
- ・このため、各市町村間の地理的特性や現在の広域処理の状況などを十分に考慮し、地域のニーズや市町村の意見も踏まえて、事務の内容ごとに、地域に合った広域での受入体制の仕組みを検討・提案していきます。

## Ⅳ 移譲に伴う県の支援措置

### 1 財政支援

- ・事務処理特例条例制度を活用し権限移譲を行うものは、移譲事務の実施にあたり必要となる人件費や事務費などのほか、移譲に際して必要となる研修旅費や消耗品等の事務準備経費を「市町村等事務処理交付金」として交付するなど、確実な財源措置を講じていきます。（個別法による権限移譲については、法に基づく財源措置）
- ・また、移譲に必要な受入体制の整備についても、広域ブロック単位で検討を進めていく場合には、「広域行政支援事業費補助金」により、必要な経費の支援も行います。

### 2 人的支援

- ・移譲後の円滑な事務処理を実現していくため、移譲する事務の内容や当該市町村の組織・体制を勘案した上で、市町村の要請に応じて専門知識を有する県職員の派遣を行うなど、人的支援体制の確保に努めます。

・また、移譲を受けた事務を適切に執行できるよう、移譲段階での確実な事務引継ぎはもちろんのこと、移譲後においても情報提供や助言、研修などのフォローに努めていきます。

### **3 その他の支援策**

・移譲可否の検討にあたって必要な県と関係市町村の協議の場の設置や、効果的な体制づくりに向けた適切なアドバイスなどを、適時に行っていきます。

## **V 今後の移譲協議の進め方**

### **1 広域ブロック単位での協議**

・移譲の実現に向けては、市町村からの提案やその意向を尊重すべきことが大前提となることから、市町村から提案のあった事務を最優先で協議していきますが、県としても、これまでのように「市町村からの申し出を待つ」だけではなく、今回策定するプランを議論のたたき台に、まず県から、権限移譲の効果などを十分に説明しながら、全市町村が足並みを揃えて移譲を受けられることを目指して、市町村との協議を始めていきます。

・その際、受入体制面での課題などについては、地域ごとの実情も踏まえたうえで解決策を検討していく必要があるため、まずは広域単位（県内6ブロックを想定）で検討会などを開催し、市町村と十分に議論を深め、移譲を進めていきます。

・なお、高知市は、「中核市」であり、既に多くの事務権限を有していることから、別途協議を行っていきます。

### **2 取り組みの進め方**

・県から提案する権限移譲候補事務は、今後の移譲協議の基本となる事務ですが、市町村に、個々の事業の内容を十分に把握した上で実現に向けた検討を行っていただくためには、県としても優先順位を付けて提案していくことが不可欠であり、まずは「優先協議事項」に位置づけた事務を中心に、具体性をもった提案を示して協議を行っていきます。

・権限移譲はあくまでも市町村の自主性を尊重しつつ進めていくものであり、移譲の年次計画などの数値目標を示しませんが、「優先協議事項」については、一定の期間内での移譲実現も視野に入れながら、取り組みを進めていきます。

◆今後概ね3年間の進め方…… 参考資料「権限移譲協議の進め方」参照

### **3 取り組みの着実な実施とPDCA**

・優先協議事項の提案及び協議に際しては、法定移譲時期と合わせた対応が望ましい事務もあることから、これと同時期の移譲実現を目指し、市町村の意向を踏まえた財政・人員体制面等の支援策の充実なども随時検討しつつ、着実に協議が進んでいくよう取り組みます。

・なお、今後3年程度は「国が進める法定移譲」に適切に対応していくことが市町村側の優先課題でもあるため、国の動向を見据え、市町村の体制整備状況にも配慮した協議の進め方が必要であり、その時々々の状況の変化を捉えしっかりとPDCAサイクルを回していくことを意識し、適宜柔軟に進め方を見直していきます。

・こうした取り組みを着実に実施するとともに、概ね3年後（平成25年度末頃）を目途に、取り組み内容と移譲実績を検証し、「優先協議事項」を含めた候補事務の見直しや、新たな取り組みの必要性の検討など、より効果的な権限移譲推進につなげていくための見直しを図ります。

「優先協議事項」に位置づけた事務の概要

別表1

1	優良宅地の認定等(租税特別措置法)	＜市町村＞
	<p>＜事務の概要＞ ・都市計画法に基づく開発行為の許可を受けていない1,000㎡以上の宅地造成について、一定の水準を満たすものを優良宅地として認定</p> <p>＜移譲の効果＞ ・1,000㎡未満の認定は市町村が行っており、移譲することで一元化が可能</p>	
2	優良住宅の認定等(租税特別措置法)	＜市町村＞
	<p>＜事務の概要＞ ・新築住宅の敷地として供給する土地として譲渡した場合(1000㎡以上に限る)に、その新築住宅が一定の水準を満たすものを優良住宅として認定</p> <p>＜移譲の効果＞ ・1,000㎡未満の認定は市町村が行っており、移譲することで一元化が可能</p>	
3	農地転用の許可等(農地法)	＜市町村＞
	<p>農地転用のための権利移動の許可等</p> <p>＜事務の概要＞ ・農地を宅地等の農地以外のものに転用する場合の許可等</p> <p>・農地又は採草放牧地の転用のための所有権の移転や賃借権の設定等の権利移動の許可</p> <p>＜移譲の効果＞ ・県事業課への提出期限の規制がなくなるため、処理期間の短縮効果が期待</p> <p>・権利移動の許可権限と併せて移譲することで、主体的な農地行政の執行が可能</p>	* 転用許可は佐川・橋原移譲済
4	国定公園区域内における制限行為の許可等(自然公園法)	＜市町村＞
	<p>県立自然公園区域内における制限行為の許可等(県立自然公園条例)</p> <p>＜事務の概要＞ ・公園区域内での、風景地を保護する為の制限行為の許可、立入検査等</p> <p>・公園事業の執行の認可等</p> <p>＜移譲の効果＞ ・現在も市町村の意見を付した概要書を基に許可しているので、処理期間の短縮が期待</p>	* 県立は宿毛市移譲済
5	火薬類の販売営業許可・消費許可等(火薬類取締法)	＜市町村＞
	<p>＜事務の概要＞ ・火薬類の製造・販売・消費等の許可及び事業者への立入検査等</p> <p>・許可に際しての公安委員会への意見聴取・通報</p> <p>＜移譲の効果＞ ・事業者への立入検査等に迅速な対応が可能</p> <p>・市町村消防が行う予防査察などと一体的な対応が可能</p>	
6	新たに生じた土地の確認の届出の受理及び告示(地方自治法)	＜市町村＞
	<p>＜事務の概要＞ ・区域内に新たに土地が生じた時の告示</p> <p>・告示後、県及び関係行政機関への通知</p> <p>＜移譲の効果＞ ・市町村議会議決後、速やかに告示ができ効力が迅速に生じる</p>	* 本山町・土佐町移譲済
7	一般旅券の交付等(旅券法)	＜市町村＞
	<p>＜事務の概要＞ ・①旅券の新規発給、②記載事項の訂正(本籍地、姓名の変更)、③旅券査証欄の増補などに係る申請書及び添付書類等の審査・受理及び旅券の交付</p> <p>＜移譲の効果＞ ・住民の窓口の近接化と、窓口開設時間の拡大</p> <p>・ワンストップサービス化(戸籍抄本の取得と合わせて申請が可能)</p>	
8	NPO法人の認証等(特定非営利活動促進法)	戦略大綱(指定都市)  ＜市町村＞
	<p>＜事務の概要＞ ・NPO法人の設立等の認証、事業報告書の受理・公表等</p> <p>＜移譲の効果＞ ・住民の窓口の近接化</p> <p>・NPO法人の活動は地域に根ざしたものが多く、認定の相談等を通じた協働の進展につながる</p>	
9	開発行為の許可等(都市計画法)	＜市町村＞
	<p>＜事務の概要＞ ・開発行為の許可・協議、及び市街化調整区域における建築行為の許可・協議等</p> <p>・その他これらに付随する届出の受理、承認、監督処分等</p> <p>＜移譲の効果＞ ・地域の実情を把握した市町村が行うため、迅速な対応が可能</p> <p>・市町村都市計画と調整をとりながら許認可が可能</p>	* 中核市権限であり高知市除く
10	屋外広告物等の除却等(屋外広告物法)	＜市町村＞
	<p>広告物の表示又は掲出物件の設置の許可等(屋外広告物条例)</p> <p>＜事務の概要＞ ・違反広告物等の除却、除却した広告物等の保管、廃棄等</p> <p>・禁止地域以外の場所における広告物の表示又は掲出物件の設置の許可等</p> <p>＜移譲の効果＞ ・管轄範囲が縮小されることで、監視機能が強化され、違反広告物等への迅速な対応が可能</p> <p>・景観行政と一体化した取組みが可能となることで、良好な景観の維持につながる</p>	* 中核市権限であり高知市除く

	<b>浄化槽の設置の届出の受理等(浄化槽法)</b>	戦略大綱(一般市)	＜市町村＞ *保健所設置市権限であり高知市除く *安芸市・宿毛市・土佐町移譲済
11	<p>＜事務の概要＞ ・浄化槽の設置等の届出の受理 ・水質検査・保守点検等に係る指導業務</p> <p>＜移譲の効果＞ ・補助金業務との一体的な執行が可能 ・排水処理施設の設置状況を統一的に管理することで、計画的な浄化槽の整備が可能</p>		
	<b>都市計画施設の区域等における建築の許可等(都市計画法)</b>	戦略大綱(一般市)	＜町村＞
12	<p>＜事務の概要＞ ・市街地開発事業等予定区域、都市計画施設の区域内等において、土地の形質の変更、建築物の建築等を行うおととする者への許可 ・違反者に対しての許可等の取消し、違反の是正等の命令</p> <p>＜移譲の効果＞ ・地域の実情を把握した市町村が行うため、迅速な対応が可能 ・市町村都市計画と調整をとりながら許認可が可能</p>		
	<b>土地区画整理事業施行区域内における建築許可等(土地区画整理法)</b>	戦略大綱(一般市)	＜町村＞
13	<p>＜事務の概要＞ ・土地区画整理組合の設立、区画整理会社の規準又は事業計画の認可事務 ・換地計画の認可事務(換地計画認可申請書等の審査・会計状況の検査等)</p> <p>＜移譲の効果＞ ・検査請求があった場合は、現場に近いため迅速な対応が可能</p>		
	<b>土地を譲渡しようとする場合の届出の受理等(公有地の拡大の推進に関する法律)</b>	戦略大綱(一般市)	＜町村＞
14	<p>＜事務の概要＞ ・都市計画区域内の一定面積以上の土地を有償譲渡しようとするときの届出の受理 ・地方公共団体等による土地の買取りを希望するときの、買取り協議団体の決定</p> <p>＜移譲の効果＞ ・土地利用目的を踏まえ裁量をもって、買取協議を行う地方公共団体を決定することが可能</p>		
	<b>特定路外駐車場の設置(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律)</b>	戦略大綱(一般市)	＜町村＞
15	<p>＜事務の概要＞ ・特定路外駐車場等の施設について、新設する場合の届出の受理 ・路外駐車場移動等円滑化基準への適合に関する報告の徴収、立入検査、是正命令</p> <p>＜移譲の効果＞ ・窓口の近接化 ・条例を制定することで、法令の基準以上の規制を設けることが可能</p>		
	<b>路外駐車場の管理及び指導監督(駐車場法)</b>	戦略大綱(一般市)	＜町村＞
16	<p>＜事務の概要＞ ・路外駐車場の施設について、新設する場合の届出の受理 ・報告の徴収、立入検査、構造に適合しない場合の是正命令</p> <p>＜移譲の効果＞ ・窓口の近接化</p>		
	<b>専用水道の布設工事の確認等(水道法)</b>	戦略大綱(一般市)	＜町村＞
17	<p>＜事務の概要＞ ・布設工事着手前の確認 ・給水開始の届出受理、立入検査等の指導業務</p> <p>＜移譲の効果＞ ・窓口の近接化 ・水道事業と連携することで地域飲料水の衛生確保につながるほか、災害時の連携も期待</p>		
	<b>簡易専用水道設置者の指導等(水道法)</b>	戦略大綱(一般市)	＜町村＞
18	<p>＜事務の概要＞ ・簡易専用水道が基準を満たさない場合の清掃等の指示 ・施設等への立入検査・改善指示等の指導業務</p> <p>＜移譲の効果＞ ・現在も設置者からの給水申込時に装置を確認しているため、一体的な実施が可能 ・水道事業と連携することで地域飲料水の衛生確保につながる</p>		
	<b>販売業者に関する指導(液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律)</b>	戦略大綱(一般市)	＜町村＞
19	<p>＜事務の概要＞ ・液化石油ガス器具等の販売事業者からの報告の徴収・立入検査等</p> <p>＜移譲の効果＞ ・事業者への立入検査等に迅速な対応が可能 ・市町村消防が行う予防査察などと一体的な対応が可能</p>		
	<b>電気用品販売業者に関する指導(電気用品安全法)</b>	戦略大綱(一般市)	＜町村＞
20	<p>＜事務の概要＞ ・電気用品販売事業者への立入検査、報告徴収等</p> <p>＜移譲の効果＞ ・身近な市町村が行うことで、検査時間の短縮化が可能 ・既に移譲している消費生活用製品安全法に基づく立入検査と一体的な対応が可能</p>		
	<b>墓地・納骨堂・火葬場経営の許可等(墓地、埋葬等に関する法律)</b>	戦略大綱(一般市)	＜町村＞ *安田町移譲済
21	<p>＜事務の概要＞ ・墓地等の経営に関する許可 ・墓地等の施設の整備改善等の命令又は経営等の許可の取消し</p> <p>＜移譲の効果＞ ・窓口の近接化、埋葬許可との一体的な実施が可能 ・各市町村ごとに地域の実情にあわせた設置基準の制定が可能</p>		

■権限移譲候補事務一覧

別表2

1 事務処理特例条例制度による権限移譲候補事務

※移譲対象団体の「●」は地域主権戦略大綱で示された  
法改正による権限移譲が予定されている事務

【まちづくり・土地利用規制分野】

No.	優先 協議 事項	法令名	事務内容	現行の 権限	移譲による効果			受入にあたり 特に考慮すべき事項 (資格職員の配置や システム整備等)	移譲対象 団体			事業 担当課		
					窓口の 近接化	迅速な 対応	総合行政 の推進		高 知 市	市	町 村			
1		都市再開発法	個人施行者が施行する第一種市街再開発事業の施行の認可等に関する事務	都道府県		○	○		○	○	○	住宅課		
2	○	租税特別措置法	優良宅地の認定等に関する事務	指定都市		○	○		○	○	○	都市計画課		
3	○		優良住宅の認定等に関する事務	指定都市		○	○		○	○	○	住宅課		
4		農業振興地域の整備に関する法律	農用地域内の土地の開発行為に対する許可等に関する事務	都道府県		○	○		○	○	○	農地・担い手 対策課		
5	○	農地法	農地転用の許可等に関する事務	都道府県		○	○		○	○	○	農地・担い手 対策課		
6	○		農地転用のための権利移動の許可等に関する事務	都道府県		○	○		○	○	○	農地・担い手 対策課		
7			農地等の賃貸借の解約等の許可に関する事務	都道府県		○			○	○	○	農地・担い手 対策課		
8		国土利用計画法	土地に関する権利の移転又は設定後における利用目的等の届出・遊休土地の利用又は処分に関する計画の届出の受理・勧告等に関する事務	指定都市			○		○	○	○	用地対策課		
9		文化財保護法	周知の埋蔵文化財包蔵地における土木工事等のための発掘の届出の受理等に関する事務	指定都市		○	○	※考古学専攻職員の配置	○	○	○	文化財課		
10		土地改良法	土地改良区の設立、土地改良事業の施行の認可等に関する事務	都道府県		○	○		○	○	○	農業基盤課		
11		森林法	林地開発の許可等に関する事務	都道府県		○	○		○	○	○	治山林道課		
12		公有水面埋立法	市町村管理漁港内における公有水面埋立の免許等に関する事務	都道府県		○	○		○	○	○	漁港漁場課		
13		国有財産法	農林水産大臣の所管に属する国有財産の境界確定等に関する事務 (市町村管理漁港区域内に限る)	都道府県		○	○	○	○	○	○	漁港漁場課		
14	○	都市計画法	開発行為の許可等に関する事務	特例市			○			○	○	都市計画課		
15	○	屋外広告物法	違反広告物の除却等に関する事務	中核市		○	○	○			○	都市計画課		
16	○	屋外広告物条例	広告物の表示又は掲出物件の設置の許可等に関する事務	中核市		○	○	○			○	都市計画課		
17		高齢者の居住の安定確保に関する法律	高齢者向け優良賃貸住宅の供給計画及び終身建物賃貸借事業の認定等に関する事務	中核市		○					○	住宅課		
18	○	都市計画法	都市計画施設の区域等における建築の許可等に関する事務	特例市			○				●	○	都市計画課	
19	○	土地区画整理法	土地区画整理事業施行区域内における建築許可等に関する事務	特例市			○				●	○	都市計画課	
20	○	公有地の拡大の推進に関する法律	土地を譲渡しようとする場合の届出の受理等に関する事務	中核市			○	○				●	○	用地対策課
21		被災市街地復興特別措置法	被災市街地復興推進地域内における建築行為等の許可に関する事務	特例市		○	○					●	○	都市計画課
22		住宅地区改良法	住宅地区改良事業の施行の障害となるおそれがある行為の許可等に関する事務(市町村が行う住宅地区改良事業に限る)	特例市		○	○	○				●	○	住宅課
23		特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律	特定優良賃貸住宅の供給計画の認定等に関する事務	中核市		○		○				●	○	住宅課
24		マンションの建替えの円滑化に関する法律	マンション建替組合及び建替事業の認可等に関する事務	特例市			○	○				●	○	住宅課
25	○	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	特定路外駐車場の設置に関する事務	特例市		○		○				●	○	都市計画課
26	○	駐車場法	路外駐車場の管理及び指導監督に関する事務	特例市		○						●	○	都市計画課

【福祉分野】

No.	優先 協議 事項	法令名	事務内容	現行の 権限	移譲による効果			受入にあたり 特に考慮すべき事項 (資格職員の配置や システム整備等)	移譲対象 団体			事業 担当課		
					窓口の 近接化	迅速な 対応	総合行政 の推進		高 知 市	市	町 村			
27		障害者自立支援法・身体障害者福祉法・知的障害者福祉法	身体障害者・知的障害者の更生相談に関する事務	都道府県			○	※心理判定員(心理学履修者等)の配置	○	○	○	障害保健福祉課		
28		特別児童扶養手当等の支給に関する法律	特別児童扶養手当の認定等に関する事務	都道府県			○	○	※手当支給システムの整備	○	○	○	障害保健福祉課	
29		老人福祉法	有料老人ホームの許可・指導等に関する事務	都道府県		○	○	○				●	○	高齢者福祉課
30			老人福祉施設の認可・指導等に関する事務	中核市		○	○	○				○	○	高齢者福祉課
31		児童福祉法	認可外保育施設の指導等に関する事務	中核市等		○	○	○				○	○	幼保支援課
32			私立保育所の認可・指導等に関する事務	中核市等		○	○	○				○	○	幼保支援課 児童家庭課
33		社会福祉法	第一種社会福祉事業の認可等 (経費老人ホーム、老人福祉センター、放課後児童健全育成事業)	中核市		○	○	○				○	○	高齢者福祉課 障害保健福祉課 生涯学習課
34		身体障害者福祉法	身体障害者手帳の交付等に関する事務	中核市			○					○	○	障害保健福祉課
35		母子及び寡婦福祉法	母子及び寡婦福祉資金の貸付等に関する事務	中核市			○	○				○	○	児童家庭課
36		介護保険法	指定介護サービス事業者の指定・指導等に関する事務	都道府県		○	○	○				●	○	高齢者福祉課
37		障害者自立支援法	指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設の指定・指導等に関する事務	都道府県		○	○	○				●	○	障害保健福祉課
38			指定障害者相談支援事業者の指定・指導等に関する事務	都道府県		○	○	○				●	○	障害保健福祉課
39		社会福祉法	第二種社会福祉事業の届出受理等 (隣保事業)	中核市		○	○	○				●	○	人権課
40		社会福祉法	社会福祉法人の認可・指導等に関する事務	中核市			○	○				●	○	地域福祉政策課 高齢者福祉課 障害保健福祉課 児童家庭課 幼保支援課

■権限移譲候補事務一覧

【医療・保健・衛生分野】

No.	優先 協働 事項	法令名	事務内容	現行の 権限	移譲による効果			受入にあたり 特に考慮すべき事項 (資格職員の配置や システム整備等)	移譲対象 団体			事業 担当課
					窓口の 近接化	迅速な 対応	総合行政 の推進		高 知 市	市	町 村	
41		旅館業法	旅館業の営業許可等に関する事務	保健所 設置市	○			※保健所程度の検査設備 ※環境衛生監視員(医師、薬 剤師等)の配置	○	○		食品・衛生課
42		理容師法・美容師法	理容所・美容所の開設届の受理等に関する事務	保健所 設置市	○			※保健所程度の検査設備 ※環境衛生監視員(医師、薬 剤師等)の配置	○	○		食品・衛生課
43		クリーニング業法	クリーニング所の開設届の受理等に関する事務	保健所 設置市	○			※保健所程度の検査設備 ※環境衛生監視員(医師、薬 剤師等)の配置	○	○		食品・衛生課
44		興行場法	興行場の営業許可等に関する事務	中核市	○			※保健所程度の検査設備 ※環境衛生監視員(医師、薬 剤師等)の配置	○	○		食品・衛生課
45		公衆浴場法	公衆浴場の営業許可等に関する事務	中核市	○			※保健所程度の検査設備 ※環境衛生監視員(医師、薬 剤師等)の配置	○	○		食品・衛生課
46		温泉法	温泉利用の許可等に関する事務	保健所 設置市	○			※保健所程度の検査設備 ※環境衛生監視員(医師、薬 剤師等)の配置	○	○		食品・衛生課
47		化製場等に関する法律	化製場等の設置許可等に関する事務	保健所 設置市	○			※保健所程度の検査設備 ※環境衛生監視員(医師、薬 剤師等)の配置	○	○		食品・衛生課
48		建築物における衛生的環境の 確保に関する法律	特定建築物の衛生環境確保に係る届出の受理等に関する事務	保健所 設置市	○			※保健所程度の検査設備 ※環境衛生監視員(医師、薬 剤師等)の配置	○	○		食品・衛生課
49		動物の愛護及び管理に関する 法律	動物取扱業の登録等に関する事務	指定都市	○			※動物愛護担当員(獣医師)の 配置	○	○		食品・衛生課
50			特定動物の飼養許可等に関する事務	指定都市	○			※動物愛護担当員(獣医師)の 配置	○	○		食品・衛生課
51	○	水道法	専用水道の布設工事の確認等に関する事務	保健所 設置市	○		○			●	○	食品・衛生課
52	○		簡易専用水道設置者の指導等に関する事務	保健所 設置市			○			●	○	食品・衛生課

【公害規制分野】

No.	優先 協働 事項	法令名	事務内容	現行の 権限	移譲による効果			受入にあたり 特に考慮すべき事項 (資格職員の配置や システム整備等)	移譲対象 団体			事業 担当課	
					窓口の 近接化	迅速な 対応	総合行政 の推進		高 知 市	市	町 村		
53	○	自然公園法	国定公園地域内における制限行為の許可等に関する事務	都道府県		○			○	○	○	環境共生課	
54	○	県立自然公園条例	県立自然公園区域内における制限行為の許可等に関する事務	都道府県		○			○	○	○	環境共生課	
55		大気汚染防止法	ばい煙発生施設、粉じん発生施設の届出の受理等に関する事務	中核市等	○					○	○	環境対策課	
56			特定工場及び揮発性有機化合物排出施設等の指導等に関する事務	中核市等	○						○	○	環境対策課
57		ダイオキシン類対策特別措置法	特定施設の設置届出の受理等に関する事務	中核市	○					○	○	環境対策課	
58			ダイオキシン類による汚染状況の監視等の事務	中核市	○						○	○	環境対策課
59		特定工場における公害防止組 織の整備に関する法律	特定工場における公害防止組織の整備に関する事務	中核市	○					○	○	環境対策課	
60		水質汚濁防止法	特定施設の設置届出の受理等に関する事務	特例市	○					○	○	環境対策課	
61		使用済自動車の再資源化等 に関する法律	解体業及び破砕業の許可等に関する事務	保健所 設置市	○					○	○	環境対策課	
62		廃棄物の処理及び清掃に関 する法律	一般廃棄物処理施設の設置許可等に関する事務	保健所 設置市	○	○				○	○	環境対策課	
63		環境基本法	騒音に係る環境基準の地域類型の指定事務	都道府県			○			●	●	○	環境対策課
64		騒音規制法	騒音規制法に基づく規制地域の指定等に関する事務	特例市		○	○				●	○	環境対策課
65			自動車交通騒音常時監視に関する事務	特例市等		○	○					●	○
66		振動規制法	振動規制法に基づく規制地域の指定等に関する事務	特例市		○	○				●	○	環境対策課
67		悪臭防止法	悪臭防止法に基づく規制地域の指定等に関する事務	特例市		○	○				●	○	環境対策課

## ■権限移譲候補事務一覧

### 【産業振興分野】

No.	優先協働事項	法令名	事務内容	現行の権限	移譲による効果			受入にあたり特に考慮すべき事項 (資格職員の配置やシステム整備等)	移譲対象団体			事業担当課
					窓口の近接化	迅速な対応	総合行政の推進		高知市	市	町村	
68		高圧ガス保安法	高圧ガスの製造事業の許可等に関する事務	都道府県	○	○			○	○	○	危機管理課
69	○	火薬類取締法	火薬類の販売営業許可・消費許可等に関する事務	都道府県	○	○			○	○	○	危機管理課
70		液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	液化石油ガス設備工事届の受理等に関する事務	都道府県	○	○			○	○	○	危機管理課
71		武器等製造法	猟銃等の製造事業・販売事業の許可等に関する事務	都道府県	○	○			○	○	○	危機管理課
72		農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律	JAS法に基づく表示の指導等に関する事務 (店舗等が単一市町村にある場合に限る)	都道府県	○				○	○	○	流通支援課
73		中小企業等協同組合法	中小企業等協同組合の設立認可等に関する事務 (地区が複数の市町村にわたるものを除く)	都道府県			○		○	○	○	経営支援課
74		大規模小売店舗立地法	大規模小売店舗の新設の届出の受理等に関する事務	指定都市			○		○	○	○	経営支援課
75		砂利採取法	砂利採取計画の認可等に関する事務	都道府県	○				○	○	○	用地対策課
76		採石法	岩石採取計画の認可等に関する事務	都道府県	○		○		○	○	○	工業振興課
77		商工会議所法	商工会議所の定款変更の認可等に関する事務 (地区が複数の市町村にわたるものを除く)	都道府県	○		○		○	○	○	経営支援課
78		商工会法	商工会の認可・指導等に関する事務 (地区が複数の市町村にわたるものを除く)	都道府県	○		○		○	○	○	経営支援課
79		持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律	エコファーマーの認定等に関する事務	都道府県	○	○	○	※農業改良普及指導員(配置は不要だが、認定時に同等の知識が必要)	○	○	○	環境農業推進課
80		遊漁船業の適正化に関する法律	遊漁船業者の登録に関する事務	都道府県	○				○	○	○	漁業管理課
81		高知県漁業調整規則	漁場内の岩礁破砕等の許可に関する事務 (市町村管理漁港内の工事に係るものに限る)	都道府県	○				○	○	○	漁業管理課
82	○	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	販売業者に関する指導事務	都道府県		○			●	●	○	危機管理課
83	○	電気用品安全法	電気用品販売業者に関する指導事務	都道府県		○			●	●	○	危機管理課
84		ガス事業法	ガス販売業者に関する指導事務	都道府県		○			●	●	○	危機管理課
85		家庭用品品質表示法	家庭用品品質表示に関する公表事務	都道府県			○		●	●	○	県民生活・男女共同参画課
86		工場立地法	特定工場新設等の届出の受理等に関する事務	指定都市	○		○		●	●	○	企業立地課
87		中小小売商業振興法	商店街整備等の計画等の認定に関する事務	都道府県	○		○		●	●	○	経営支援課

### 【その他】

No.	優先協働事項	法令名	事務内容	現行の権限	移譲による効果			受入にあたり特に考慮すべき事項 (資格職員の配置やシステム整備等)	移譲対象団体			事業担当課
					窓口の近接化	迅速な対応	総合行政の推進		高知市	市	町村	
88	○	地方自治法	新たに生じた土地の確認の届出の受理及び告示に関する事務	都道府県		○			○	○	○	市町村振興課
89		統計法	総務省所管基幹統計調査に関する事務	都道府県					○	○	○	統計課
90	○	旅券法	一般旅券の交付等に関する事務	都道府県	○			※交付時の認証機器の整備	○	○	○	文化・国際課
91	○	特定非営利活動促進法	NPO法人の認証等に関する事務	都道府県	○		○		○	○	○	県民生活・男女共同参画課
92	○	浄化槽法	浄化槽の設置の届出の受理等に関する事務	保健所設置市	○	○	○			○	○	公園下水道課
93	○	墓地、埋葬等に関する法律	墓地・納骨堂・火葬場経営の許可等に関する事務	中核市	○	○	○	※環境衛生監視員(医師、薬剤師等)の配置	●		○	食品・衛生課

※制度の改正や、法令の改正等がある場合には、適宜見直しを行っていく。

## ■ 権限移譲候補事務一覧

### 2 個別法による権限移譲候補事務

No.	優先協働事項	法令名	事務内容	現行の権限	移譲による効果			受入にあたり特に考慮すべき事項 (資格職員の配置やシステム整備等)	移譲対象団体			事業担当課
					窓口の近接化	迅速な対応	総合行政の推進		高知市	市	町村	
1		道路法	道路の維持管理、道路占用許可、通行制限許可等	都道府県	○	○	○		○	○	○	道路課
2		海岸法	海岸保全区域・一般公共海岸区域内の維持管理・許可事務等	都道府県	○	○	○		○	○	○	港湾・海岸課
3		港湾法	地方港湾の維持管理・許可事務等	都道府県	○	○	○		○	○	○	港湾・海岸課
4		社会福祉法	[福祉事務所が行う事務] 生活保護法による生活保護の決定・児童扶養手当法による児童扶養手当の認定等	市	○	○	○	※福祉事務所の設置 ※障害判定の嘱託医の配置 ※児童扶養手当支給システムの導入			○	福祉指導課 地域福祉政策課

地域主権戦略大綱に示された「法改正による権限移譲を行う事務」のうち、本県に係る事項

(都道府県→指定都市、中核市→特例市への移譲などを除く)

- 高知市 23 法律
- 市(高知市除く) 37 "
- 町村 10 "
- \*農業委員会は各市町村に含む

国の地域主権戦略大綱で示された内容							備考	県のプランに盛り込んだ事務
法令名	事務内容	現在の権限	移譲先					
			高知市	市	町村			
農地法	農地等の権利移動の許可等に関する事務	都道府県	○	○	○	農業委員会へ移譲		
地方自治法	町又は字の区域の新設等の届出の受理及び告示に関する事務	都道府県	○	○	○	知事への届出は廃止		
都市計画法	地域地区のうち、三大都市圏の既成市街地等の区域の全部又は一部を含む用途地域等の都市計画決定	都道府県	○	○	○			
身体障害者福祉法	身体障害者相談員への委託による相談・指導等に関する事務	中核市	○	○	○	広域実施の必要があるものは知事執行も可能		
知的障害者福祉法	知的障害者相談員への委託による相談・指導等に関する事務	中核市	○	○	○			
障害者自立支援法	育成医療費の支給に関する事務	中核市		○	○			
母子保健法	低体重児の届出・未熟児の訪問指導・未熟児養育医療の給付に関する事務	保健所設置市		○	○			
環境基本法	騒音に係る環境基準の地域類型の指定事務（航空機騒音及び新幹線鉄道騒音に係るものを除く）	都道府県	○	○			候補事務(町村)	
消費生活用製品安全法	特定製品の販売事業者等への指導等に関する事務	都道府県	○	○		経済産業大臣又は知事が行うことも可能		
電気用品安全法	電気用品販売事業者への指導等に関する事務	都道府県	○	○		知事の権限のあり方は、法改正までに結論を得る	優先協議事項(町村)	
ガス事業法	ガス販売事業者への指導等に関する事務	都道府県	○	○		経済産業大臣又は知事が行うことも可能	候補事務(町村)	
家庭用品品質表示法	家庭用品品質表示に係る販売業者への指導等に関する事務（販売業者の主たる事務所及び店舗が一の市内にあるものに限る）	都道府県	○	○		公表は、消費者庁長官又は知事が行うことも可能	候補事務(町村) ※公表事務のみ	
中小小売商業振興法	商店街整備等の計画等の認定に関する事務	都道府県	○	○			候補事務(町村)	
液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	液化石油ガス器具等の販売事業者への指導等に関する事務	都道府県	○	○		経済産業大臣又は知事が行うことも可能	優先協議事項(町村)	
工場立地法	特定工場新設等の届出の受理等に関する事務	指定都市	○	○			候補事務(町村)	
流通業務市街地の整備に関する法律	流通業務地区内の施設建設等の許可に関する事務	中核市		○				
都市緑地法	緑地保全地域等における行為の規制に関する事務	中核市		○				
公有地の拡大の推進に関する法律	土地を譲渡しようとする場合の届出の受理等に関する事務	中核市		○			優先協議事項(町村)	
特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律	特定優良賃貸住宅の供給計画の認定等に関する事務	中核市		○			候補事務(町村)	
社会福祉法	社会福祉法人の定款の認可・指導等に関する事務	中核市		○		主たる事務所が市の区域内にあり、行う事務が当該市の区域を越えないものに限る	候補事務(町村)	
	第二種社会福祉事業の開始の届出受理、指導監督に関する事務（隣保事業）	中核市		○			候補事務(町村)	
墓地、埋葬等に関する法律	墓地、納骨堂及び火葬場の経営許可等に関する事務	中核市		○			優先協議事項(町村)	
都市計画法	都市計画施設又は市街地開発事業施行区域内における建築の許可等に関する事務	特例市		○			優先協議事項(町村)	
地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律	拠点整備促進区域内における建築行為等の許可	特例市		○				
土地区画整理法	土地区画整理事業施行地区内における建築許可等に関する事務	特例市		○			優先協議事項(町村)	
都市再開発法	市街地再開発促進区域内における建築許可等に関する事務	特例市		○				
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	防災街区整備事業の施行地区内における建築許可等に関する事務	特例市		○				
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	住宅街区整備事業施行地区内等の建築許可等に関する事務	特例市		○				
被災市街地復興特別措置法	被災市街地復興推進地域内における建築行為等の許可に関する事務	特例市		○			候補事務(町村)	
住宅地区改良法	改良地区内における建築行為等の許可に関する事務	特例市		○			候補事務(町村)	
マンションの建替等の円滑化等に関する法律	マンション建替組合の設立及び建て替え事業の認可等に関する事務	特例市		○			候補事務(町村)	
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	特定路外駐車場の設置に関する事務	特例市		○			優先協議事項(町村)	
駐車場法	路外駐車場の設置に関する事務	特例市		○			優先協議事項(町村)	
騒音規制法	騒音に係る規制地域の指定等に関する事務	特例市		○			候補事務(町村)	
振動規制法	振動に係る規制地域の指定等に関する事務	特例市		○			候補事務(町村)	
悪臭防止法	悪臭に係る規制地域の指定等に関する事務	特例市		○			候補事務(町村)	
水道法	簡易専用水道設置者の指導等に関する事務	保健所設置市		○			優先協議事項(町村)	
	専用水道の給水開始届出(法第13条第1項準用)、布設工事の設計の確認等に関する事務	保健所設置市		○			優先協議事項(町村)	
老人福祉法	有料老人ホームの設置等に関する事務	都道府県	○				候補事務(高知市を除く市町村)	
障害者自立支援法	指定障害福祉サービス事業者・指定障害者支援施設・指定相談支援事業者の指定・指導等に関する事務	都道府県	○			指定に限り都道府県の同意が必要	候補事務(高知市を除く市町村)	
介護保険法	指定居宅サービス事業者等の指定・指導等に関する事務	都道府県	○			指定に限り都道府県の同意が必要	候補事務(高知市を除く市町村)	
薬事法	薬局の開設・製造販売等の許可・指導等に関する事務	都道府県	○					
毒物及び劇物取締法	毒物・劇物業務上取扱者の届出の受理等に関する事務	都道府県	○					
旅館業法	旅館の構造設備基準及び衛生措置基準の設定等に関する事務	都道府県	○					
理容師法	理容所の衛生措置基準の設定等に関する事務	都道府県	○					
美容師法	美容所の衛生措置基準の設定等に関する事務	都道府県	○					
クリーニング業法	クリーニング業者が講ずべき措置の基準設定に関する事務	都道府県	○					
興行場法	興行場の衛生措置基準の設定等に関する事務	都道府県	○					
公衆浴場法	公衆浴場の衛生措置基準の設定等に関する事務	都道府県	○					
災害対策基本法	災害派遣要請を求めた旨の市町村長からの防衛大臣等への通知	都道府県				通知の新設		
景観法	市町村が景観行政団体として事務を行う場合の都道府県知事の協議、同意	-				同意廃止		
道路法	都道府県道の管理	都道府県				町村も可能に	個別法による候補事務	

■主な広域連携の仕組み

参考資料

	広域連合	一部事務組合	機関等の共同設置	事務の委託	協議会	
制 度	根拠法令	地方自治法284条、291条の2～13	地方自治法284～291条	地方自治法252条の7～13	地方自治法252条の14～16	地方自治法252条の2～6
	位置付け	・特別地方公共団体(法人格あり)	・特別地方公共団体(法人格あり)	—	—	—
	制度の趣旨	・広域処理が適当な事務を処理するために設置	・事務の一部を共同処理するために設置	・委員会や執行機関の附属機関等を共同で設置 【法改正により行政機関等まで拡大予定】	・事務の一部の管理執行を他の地方公共団体に委託	・事務の共同管理執行や連絡調整等を行うため設置(管理執行協議会)
	設置要件等	・関係地方公共団体の議決により規約を定め、都道府県知事の許可を受ける ・組織、事務、規約等の変更時も、関係地方公共団体の議決が必要	・関係地方公共団体の議決により規約を定め、都道府県知事の許可を受ける ・組織、事務、規約等の変更時も、関係地方公共団体の議決が必要	・協議により規約を定める	・協議により規約を定める	・関係地方公共団体の議決により規約を定める(連絡調整のみの設置の場合は不要)
組 織	責任の所在・管理執行権限	・広域連合長<選挙> (構成団体の権限は連合に移行)	・管理者又は理事 (構成団体の権限は組合に移行)	・各市町村長 (管理執行の効果は各市町村に帰属)	・受託した市町村長 (委託側は管理執行権限を失う)	・各市町村長 (管理執行の効果は各市町村に帰属)
	議 会	・広域連合議会の設置 (議員は選挙)	・組合議会の設置 (議員は選挙又は選任)	・各市町村議会	・各市町村議会	・各市町村議会
	住民直接請求	・対象	・対象外	・対象外	・対象外	・対象外
	費用負担	・構成市町村の負担金	・構成市町村の負担金	・代表市以外の市町村の負担金	・委託市町村の負担金	・規約による
	職員の身分	・広域連合の職員	・一部事務組合の職員	・専任、身分取扱は代表市町村が行う	・受託市町村の職員	・相互併任
特 徴 と 課 題	特 徴	・財産保有が可能 ・国や県から直接権限移譲を受けることが可能 ・固有の執行機関を有するため、責任の所在が明確	・財産保有が可能 ・固有の執行機関を有するため、責任の所在が明確	・法人設立が不要であり、設置手続きが簡便 ・権限の移動を伴わない ・柔軟な人員配置等が可能	・法人設立が不要であり、設置手続きが簡便 ・権限が受託側に一元化され、責任の所在が明確	・法人設立が不要であり、設置手続きが簡便 ・各構成団体の長等の名で事務を管理執行
	課 題	・法人設立手続等に時間を要する ・機動的な意思決定や、年度途中の人員配置変更等は難しい ・構成市町村議会の直接の審議対象にならず、住民の視点からは不透明な面も	同左	・全ての構成市町村の長の意向や議会に対応する必要がある ・(現段階では)設置対象が限られている	・委託団体は委託事務に関し、直接権限を行使できなくなる ・受託市町村の人員体制の中での対応が基本	・権利義務の主体となれず、各構成団体の長等の名で事務を管理執行することから、責任の所在が明確でない
実 績	全国的な運用状況 (20.7.1総務省調べ)	設置件数 111件 【主な事務】 ・後期高齢者医療(49件) ・介護保険(47件)・障害福祉(28件) ・広域行政圏計画策定等(30件)	設置件数 1,664件 【主な事務】 ・ごみ処理(422件) ・し尿処理(386件)・消防(297件) ・救急(295件)・火葬場(233件)	設置件数 407件 【主な事務】 ・介護保険認定審査(142件) ・公平委員会(116件) ・障害区分認定審査(108件)	委託件数:5,109件 【主な事務】 ・公平委員会(1,169件) ・住民表等の交付(936件) ・競艇(838件)	設置件数 284件 【主な事務】 ・広域行政圏計画の策定等(122件) ・小中学校の運営など教育関係(87件) ・環境衛生(20件)
	既存の組織(県内)	・中芸広域連合 (消防、保健福祉、ごみ処理等) ・こうち人づくり広域連合 (職員研修、人材交流等) ・高知県後期高齢者医療広域連合 (医療給付、保険料賦課等)	・広域市町村圏事務組合 (ふるさと圏計画の策定・実施等) ・衛生組合(し尿処理) ・消防組合(消防事務) ・清掃組合(ごみ処理) ・老人ホーム組合、斎場組合、学校組合等	・安芸広域障害程度区分認定審査会 ・室戸市東洋町介護認定審査会 ・安芸市芸西村介護認定審査会 ・衛生組合(し尿処理) ・香南香美地区障害者自立支援審査会 ・香南香美地区教科書用図書調査委員会 ・幡多西部介護認定審査会 ・幡多中央介護認定審査会	・中学校 ・青少年歩道に関する事務 ・消防 ・救急 ・税の滞納処分 ・公平委員会	・香南・香美地区教科用図書採択協議会

■ 権限移譲協議の進め方 (最速パターン:平成24年4月1日の法施行を想定)

参考資料

